

令和元年度 小谷村教育委員会 9月定例会 会議録

◎開催日時 令和元年 9月 27日 (金)

開会：16時35分 閉会：17時35分

◎開催場所 小谷村教育委員会 相談・応接室

◎出席者 教育長 山田 光美
教育長職務代理者 太田 明
教育委員 村越 くに子
教育委員 太田 加代
教育委員 太田 久吉

◎欠席者 なし

◎傍聴者 なし

◎職務のため出席した者 教育課長 鷺澤 美幸
社会教育係主査 澁谷 祥充

1 開 会 (16:35)

○教育長 令和元年度小谷村教育委員会9月定例会の開会を告げる。

2 日程の報告

日程第1 7月定例会会議録、8月定例会会議録、総合教育会議会議録の承認

○教育長 7月、8月の定例会、総合教育会議の会議録は事前にお送りしましたが、内容について加筆訂正等ありませんか。 《なしの声あり》

それでは、会議録については異議なしということで署名をお願いしたいが、よろしいでしょうか。

○出席委員 了解する。

日程第2 教育長事務報告

○教育長 (資料説明)

9月23日から25日まで、村長と台湾を訪問し、彰化縣の縣長さんとお会いしてきました。彰化縣政府のほとんどの役職の方が替わったのですが、小谷中学校との交流については今までどおり支援すると言ってくさっています。彰化縣長さんも、11月に小谷中の生徒が訪問した時に、その現場に行って交流の様子を見たいと言っていました。縣長さんは、松川村と交流している鹿港鎮の鎮長をされた方で、昨年の選挙で彰化縣長に立候補して当選されたとのことでした。

夏休み中には小学校・中学校ともに、教員向けのパソコン・タブレットの研修を行いました。機器を更新したのですが、先生方がなかなか使いこなせていないとい

うことで、研修を行いました。早速小学校ではプレゼンテーションに使っていました。

9月9日、高校再編の打ち合わせを行い、「大北地域における高等学校の将来を考える協議会」が発足しました。打ち合わせには、大北管内の各市町村長、教育長、商工団体の長、小・中校長会長やPTA会長、高校の校長会長等が出席し、第2期高校再編に向けて、大北地域としての希望や要望をとりまとめて、県教委にお伝えするための組織であって、方向性まで検討する組織ではありません。今回は、特に安曇野市、旧第11通学区との関わりが話題に上がっています。前回の再編で、大町高校と大町北高校を統合して大町岳陽高校をつくり、普通高校の再編を行いました。今回は、池田工業高校、南安曇農業高校、穂高商業高校、松本工業高校といった専門教育高校の再編に手を付けるのではないかと考えられます。池田工業高校ですと電気科、建築科、機械科があるので、どの学科を減らすのかということが難しく、教員の配置にも大きくかかわってきますので、慎重に対応する必要があります。なお、池田町の町長、議長、商工会長も、一応話を聞いて、要望を取りまとめようという姿勢で出席しているので、大北地域では協議会が発足しましたが、安曇野市は市長が話し合いを拒否しているため、協議会を立ち上げることができていません。

○太田久吉委員 統合案が出てくるのはいつ頃ですか。

○教育長 「結論をいつまでに」ということは決まっていません。県内では、1つの協議会がすでに県教委に要望書を提出しています。

事務報告についてご意見や質問など、ありませんか。

○全委員 なし。

日程第3 議案上程、説明、質疑、決定

- ・議案第26号 小谷村文化財指定に関する諮問について（飯森十郎盛春墓所）
- ・議案第27号 小谷村保育園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 今回2議案を提出します。まず議案第26号は村の文化財指定についての諮問です。小谷村史跡として飯森十郎春盛墓所について、文化財担当の澁谷主査に説明させます。

○澁谷主査 （議案及び資料説明）

小谷村史跡として、文化財指定の申請があり、諮問議案を提出します。

玉泉寺は、神城断層地震で全壊して中谷東に移築していますが、その本堂の跡に裏山にあったものを移設し、整備してあります。元あったところからは、平倉山が見えるということです。墓碑には、「（正面）弘治二丙辰年二月初日 寶降院殿灯當寺開基傑山成英大居士尊靈 平朝臣飯森日向守春盛 （側面）文化十三丙子年四月吉祥旦 當寺十二代来鳳再立之 表記之死歿年月日者誤謬尔付左記之通訂正弘治三丁巳年七月五日」と刻印されています。

内容は「（正面）弘治二年（1556）年 没し、戒名は寶降院殿灯當寺開基傑山成英大居士尊靈 平朝臣飯森日向守春盛である。」しかし、側面には「玉泉寺十二代来鳳和尚がこの墓を再建しました。没したのは、弘治二年は間違いであり、弘治三

年7月5日が正しい」とあります。

言い伝えでは、もともとは玉泉寺の入り口近くにあったものを、地滑りの危険があるということで掘り起こして移築し再建したとされています。

飯森十郎は、戦国時代の古文書には名前は出てこないのですが、松本藩の記録の中に「平倉城とは小谷城である。その城主は飯森春盛である。」と記載されています。また、後世のいくつかの系図にはいずれも大町に本拠を置き、南北安曇を勢力とした豪族仁科氏の一族として記されています。日本海から内陸部に運ばれる塩や海産物の流通を掌握することが飯森氏の役目だったと考えられ、上杉との経済的及び人的な交流が深かったものと思われます。武田信玄は、弘治三年に平倉城を攻め、七月五日に落城したといわれています。玉泉寺は飯森十郎春盛の菩提を弔うために建立され、この墓所が建立されています。このように、飯森春盛は小谷の歴史上欠くことのできない英雄であり、小谷の人々にとっての記憶に止めておかななくてはならない人物ですので、墓所を貴重な史跡として指定し保存したいため、文化財保護委員会に諮問するものであります。

○教育長 所有者は、玉泉寺となっていますが、玉泉寺の檀家からの申請ということですか。

○澁谷主査 現在、玉泉寺は住職がいないことから、檀家の皆さん「玉泉寺護持会」からの申請です。

○教育長 文化財指定の流れとしては、文化財指定の申請を受けて、教育委員会で審議のうえ、文化財保護委員会に調査・検討をお願いする「諮問」を行います。文化財保護委員会は、諮問に応じて調査・研究の上で文化財指定すべき旨の答申をします。教育委員会は、再度文化財指定に関して審議して最終決定をします。ご質問はありますか。

○太田久吉委員 文化財指定されると何が違うのでしょうか。

○澁谷主査 文化財指定されることによって、歴史的な位置付けが意味づけられるということです。県や八十二文化財団によって、文化財マップや資料に登載され、広く周知広報されます。維持管理の経費には、2分の1の補助金制度があります。財政面では、文化財の指定件数に応じて、交付税措置があります。

○教育長 指定されることによって、所有者に対して、草刈りなどの維持管理をちゃんとする、いつでも見学できるように整備するようにと指導できるということも、大きな意味を持ちます。

○太田明委員 説明にあったような、詳細やいわれなどを書いた説明板ができるのですか。

○澁谷主査 小谷村では、屋根付きの統一したデザインの説明板を設置しています。

○教育長 他に質問はありますか。

○全委員 なし。

○教育長 それでは文化財保護委員会に諮問することでご異議はありませんか。

○全委員 異議なし。

○教育長 それでは、議案第26号は、全員賛成により決定いたしました。

続いて、議案第 27 号小谷村保育園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。 教育課長に説明させます。

○教育課長 (議案及び資料説明)

子ども子育て支援法の改正によって、幼児教育無償化がこの 10 月 1 日から始まります。そのため、無償化の対象となる児童について、保育料を 0 円と改正するものです。備考では、小谷村独自の減免である「世帯の第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降を無料とする規定」が不要となるため削除します。また、無償化の対象とならない 3 歳未満の子どもに対する、多子世帯の同児保育の保育料減免について、規定します。それに合わせて、「入所」を「入園」などの字句の訂正、法令番号等の記載の誤りを改正するものです。

○教育長 この件について、ご質問はありますか。今回の改正は、3 歳以上児と 3 歳未満児で無償化の扱いが違っていています。原則は、3 歳以上児の保育料は 0 円です。3 歳未満児は、同児保育の場合、2 人目は半額、3 人目以降が 0 円ですので、第 1 子が小学生、第 2 子が 3 歳未満児の場合は規則どおりの保育料をいただくことになります。昨年の保育料の決算額は 568 万円で、この大半は国や県からの補助金が財源となるのですが、小谷村では「私的契約児童」を入園させており、私的契約児童は交付金の対象にはならないようです。私的契約児童を交付金の対象にするにはどのような方法があるか、課長と頭を悩ませているところです。

○教育課長 幼児教育無償化の財源は「子ども子育て支援臨時交付金」で、国 1/2、県 1/4、村 1/4 ですが、今年度に限り全額国が負担するとなっています。教育長から説明のあった私的契約児童については交付金の対象になっていません。村としては、財源がないから差別化するのではなく、同じ小谷村保育園の園児として、無償とすることに決めました。現在、私的契約児童は 16 人で、平均的な保育料が 15,000 円くらいだと思いますので、年間の保育料が 2,880,000 円になります。

私的契約児童を無償化の対象とするには 2 通りの方法があります。まず、特別利用保育です。家庭で保育できる児童、保護者が家にいる児童について、近くに幼稚園や認定こども園がなく、また、保育園の受け入れ定員に余裕がある場合、短時間保育の利用を認めるというものです。短時間保育の場合の保育時間が 6 時間程度ですので、8 時 30 分から 2 時 30 分までということになり、村営バスで帰る児童は毎日約 2 時間の延長保育を行うことになり、延長保育料は無償化の対象ではないため、毎日 200 円の負担が発生します。

もう一つは、保育園を認定こども園にするというやり方です。認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の性質を持った幼児教育の場で、池田町と松川村が保育園を認定こども園としています。要件としては保育士免許と、幼稚園教諭の両方の免許が必要になりますが、この点については小谷村保育園の保育士は全員が両方の免許を持っているので問題ありませんが、保育園の機能と幼稚園の機能をどう分けるのか、学級編成をどうするのかなど、勉強不足なため、分からないことが多く、簡単にはできないと感じています。できれば来年度から移行できればいいと思いますので、園長と一緒に勉強していきます。

- 太田久吉委員 保護者も幼稚園と同等の教育をしてもらえることには賛同すると考えられますので、認定こども園を望むのではないのでしょうか。
- 教育課長 小谷村保育園は、幼稚園と同等の教育ができていると思っていますが、都会育ちのお母さんの中には、「保育園は子どもを預かる場所」、「幼稚園は幼児教育の場」という考えがありますので、認定こども園を望む人は多いかもしれません。認定こども園へ移行するには、書類的には難しいようですが、保育園の施設的には問題はないと思います。
- 村越委員 部屋が足りなくなることはないのでしょうか。
- 教育課長 部屋の数でいうと、各年齢毎に1部屋しかないのですが、クラスを分けて1部屋ずつ使うと足りませんが、20人に満たない子ども達ですので、運用を工夫すればできると思います。
- 教育長 事務的にはもう少し勉強しなくてはいけない部分がありますが、毎年毎年300万円の単独費が必要になることですから、今は良くて5年後10年後を考えなくてはなりません。今後は、国からの支援が得られる方式に変更したいと考えていて、目標は来年4月からの移行を目指します。池田町と松川村が数年前に認定こども園に移行しているので、事務的な面では教えていただければと思います。ここまでをご承知おきいただき、規則の改正をお認めいただけますでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 それでは、議案第27号は、全員賛成により決定いたしました。議案は以上ですが、教育課長から追加の説明があります。
- 教育課長 今回の子ども子育て支援法の改正では、字句の改正がありました。「支給認定」という言葉が「教育・保育給付認定」と変わります。合わせて3歳以上と3歳未満で取り扱いが異なるため、「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定子ども」や「3歳以上保育認定子ども」「3歳未満保育認定子ども」に改正されるため、小谷村の条例や規則も改正が必要になりました。ただし、今回の改正には経過措置があり、公布の日から1年間は字句を読み替えて運用してよいとなっています。遅くとも来年3月議会には提出できるように、条例・規則・要綱の改正作業を進め、教育委員会にお諮りしますので、ご承知おきください。
- 全委員 了解する。

日程第4 報告及び協議事項

- 教育長 児童生徒の様子についてですが、2学期が始まっていますが、特に変わったことはありません。保育園・小学校の運動会が無事終わり、今日・明日は中学校の総合発表会が行われています。明日は、吹奏楽部の発表などがありますので、ご都合がつく委員さんをご覧になってください。

当面の行事予定についてです。（資料説明）10月7日スポーツ振興表彰審査委員会、表彰の対象者として推薦があったのは、梅池南の深澤嵩晴君と五区の千国楓花さんの2名です。11月3日の小谷村定例表彰式に合わせて表彰を行いますので、表彰式には出席をお願いします。

○村越委員 修学旅行と教育委員研修で白子町を訪問することになっていますが、先の台風 15 号で千葉県は大きな被害が報道されています。白子町の様子はいかがですか。

○教育長 停電等はあったようですが、千葉県の中では被害は少ないほうだと聞いています。学校は、9月9日月曜日の台風上陸の日は休校にしたそうです。その後停電によって給食が作れなかったため、火曜日から金曜日までは午前授業としましたが、翌週の月曜日からは給食も提供できるようになり、通常の学校生活に戻ったということです。花や野菜の水耕栽培が停電のためできなくなったり、農業用ハウスのビニールが飛ぶなど農業被害が大きかったそうです。今日、村と議会、職員会からの見舞金を持って村長と議長、総務課長が白子町を訪問しています。

日程第5 自由討議

○教育長 委員の皆さん何かございますか。

○太田久吉委員 先日、村内で火事になったご家庭のことで、教育長さんから子ども達の支援についてメールが届きました。教育委員会では、そこまで心配して支援するのかと、とても驚きました。

○村越委員 火災の後すぐに村営住宅に入居できましたし、村の対応がとても速かったと思います。教科書や洋服などの支援はどのようにしたのでしょうか。

○教育課長 教科書については、義務教育では教科書は無償給与ですが、火災での消失の場合、放火だと無償・失火だと保護者負担になります。あと、学用品については、学校の先生の話聞いて、筆記用具、算数セット、裁縫セット、書道用具、鍵盤ハーモニカ、絵の具など、とてもたくさんの物が必要だということがわかりました。金額的にも負担が大きくなりますので、教科書・学用品ともに、教育委員会の就学支援費を使って、購入したいと考えています。PTAでも、各家庭から提供できるものを募集してくれましたので、お下がりなどで使えるものがあれば、全部を購入しなくても良いと思います。

○全委員 了解する。

○教育長 次回の教育委員会は、10月31日木曜日 16時30分から開催しますので、お願いします。

3 閉 会

○教育長 以上で本日の会議事項は全て終了しました。これで令和元年度小谷村教育委員会9月定例会を閉会とします。ありがとうございました。

(17 : 35)